

公益社団法人

被害者支援センターすてっぷぐんま定款

表 1

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまと称する。
(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、事件、事故等の犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 犯罪被害者等へのシェルターの貸与、物品の貸与又は供与、役務の提供等による直接的支援事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 犯罪被害者等が自立するために必要な支援事業
- (5) 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等への支援事業
- (6) 犯罪被害者等支援活動に携わるボランティア、支援活動員の研修及び養成事業
- (7) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (8) 犯罪被害者等支援に係る県民の理解を深めるための広報啓発事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、群馬県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、その承認を受けなければならない。

2 正会員は、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(2) 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) その他援助事業に関し不公正な行為を行うおそれのある者

3 賛助会員の入会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合においては、当該総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人となったとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 会費の負担を2年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入された会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 総会運営規則の制定及び変更

(4) 理事及び監事の選任又は解任

(5) 理事及び監事の報酬等の額

(6) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(7) 財産目録の承認

(8) 長期借入金

(9) 定款の変更

(10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(11) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開 催)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年度6月に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、総会に出席する他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

- 第22条** 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第5章 役員

(役員設置)

- 第23条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事10名以上15名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）

うち1名以上はこの法人外部から選任するものとする。

- (5) 監事 2名

うち1名はこの法人外部から選任するものとする。

- 2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員選任)

- 第24条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務

を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその業務（代表権を除く。）を職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議を経て別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める。

（役員の任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

2 理事及び監事は、再任することができる。

3 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事には、その職務の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会運営規則によるものとする。

(顧問)

第31条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について理事長の諮問に応じ、又は理事長の要請により、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

5 前4項に定めるほか、顧問に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び出席した監事は、議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の管理運用)

第43条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、**その他法令で定める書類について**は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに群馬県知事に提出するとともに、主たる事務所及び従たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

ばならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(活動計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に群馬県知事に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営・組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第10号に規定する組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

(会計原則等)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、群馬県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(合併)

第51条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第56条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
 - (4) 第46条第1項各号に規定する書類
 - (5) 監査報告
 - (6) 事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (7) 財産目録
 - (8) 理事及び監事の名簿
 - (9) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (10) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める規定による。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第59条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、群馬県で発行される上毛新聞に掲載して行う。

第11章 補 則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

表 2

第11章 公安委員会への報告等

(公安委員会への報告等)

第60条 この法人は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯罪被害者支援法」という。）第23条の規定に基づく犯罪被害者等早期援助団体として、第1号については速やかに、第2号については毎事業年度開始前に、第3号については毎事業年度終了後3か月以内に群馬県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に関係書類を提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「早期援助団体規則」という。）第1条第2項第1号から第5号までに掲げる書類又は同項第8号から第10号までに掲げる書類の内容について変更があったとき。

(2) 事業計画書及び収支予算書を作成し、又は変更しようとするとき。

(3) 事業報告書及び収支決算書を作成したとき。

2 この法人は、早期援助団体規則第1条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ公安委員会へ届出書を提出しなければならない。

3 この法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

(1) 早期援助団体規則第1条第1項第3号に掲げる事項を変更しようとするとき。

(2) 早期援助団体規則第1条第2項第6号の事業規程又は同項第7号の情報管理規程を変更しようとするとき。

(事業の廃止等)

第61条 この法人は、犯罪被害者支援法第23条第2項各号のいずれかの事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、廃止しようとする理由、廃止しようとする年月日及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 この法人は、指定の取消しを受けようとするときは、指定の取消しを受けようとする理由（一定の期日に指定の取消しを受けることを要する場合は、その理由を含む。）及び現に援助を行っている犯罪被害者等に対する措置を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

第12章 補 則

（委任）

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

（最初の事業年度）

- 1 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

（設立時社員）

- 2 この法人の設立時社員の住所、氏名は、次のとおりとする。

氏名	住所
1 紺 正行	群馬県前橋市千代田町二丁目1番20号
2 小磯 正康	群馬県前橋市江田町179番地8

（設立時役員）

- 3 この法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

設立時理事	武藤 洋一
設立時理事	長島 勇
設立時理事	平澤 洋一
設立時理事	津久井信次
設立時理事	塚田 展子
設立時理事	曾我 孝之
設立時理事	関 夕三郎
設立時理事	新井 徳子
設立時専務理事	田村 國彦
設立時副理事長	小磯 正康
設立時理事長	紺 正行
設立時監事	丸山 和貴
設立時監事	加藤 賞一

（法令の準拠）

4 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、公益認定の処分を受けた日から施行する。ただし、表2の改正部分については、犯罪被害者支援法第23条に基づき犯罪被害者等早期援助団体として公安委員会から指定を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成28年6月18日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和4年6月25日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和7年6月28日から施行する。